

講演会



介護施設・事業所を含むすべての業種が対象です。

R6.4.1 化学物質改正法令施行

職場に潜む化学物質の危険性

※裏面に災害事例を掲載しています。ご確認ください。

「うちの施設は化学物質使ってないから関係あらへん！」

タイトルを見て、そう感じた事業者や労働者の方がいるのではないのでしょうか。しかし、化学物質は、私たちの職場に溶け込んでいることから、気付かないうちに使用し、また、気付かないうちに健康が蝕まれている可能性があります。このような性質を持つ化学物質について、令和6年4月より改正法令が施行され、**第三次産業を含む全ての事業場**に対して化学物質の管理が義務付けられたことを背景に、今回の講演会を開催します。これを機に、冒頭の考えが、「うちの施設も化学物質を使っているかも。確認しよか！」と、化学変化したら幸いです。

講演

化学物質管理の転換点 ～事業場が今すべきこと～

(独) 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センター 化学物質情報管理部 特任研究員 (元 化学物質情報管理研究センター長代理)

講師

伊藤 昭好 氏

開催日時

2月10日(月) 午後2時～午後4時30分

会場

神戸クリスタルホール
(神戸市中央区東川崎町1-1-3 3階)



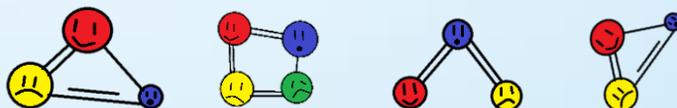
受付サイト



- ・無料
- ・先着200名
- ・1/1～2/5

<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/Mzc0NA=/c31f6ca155ea4b5cb56f23817ac4d4b3>

主催 兵庫労働局 / (一社) 兵庫労働基準連合会
後援 兵庫県



第1回 化学物質管理強調月間 (R7.2.1～2.28)

【正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう】

厚生労働省

兵庫労働局



災害事例

一酸化炭素中毒



◆発生原因：福祉施設付属の食事調理室において調理作業中、調理員が一酸化炭素中毒。原因は、①換気不十分、②ガスの不完全燃焼、③安全教育の不十分。

◆対策：燃料の種類と使用量に応じた調理室の換気設備の能力と設置状況、火気の使用方法等について、安全アセスメントを行い、設備の安全化を図るとともに、安全な調理作業手順を定めて関係作業者に周知徹底すること。

塩素ガス中毒



◆発生原因：トイレの洗浄作業中、塩素ガス中毒。原因は、①容器内に表示内容と異なった洗剤を入れていたこと、②安全衛生管理体制が確立されていなかったこと等。

◆対策：容器にラベル等の表示をし、表示内容と異なる洗剤等は入れないこと。また、安全衛生管理体制を確立し、洗剤の特性・危険性を関係労働者に教育を図ると共に、周知徹底すること。

塩素ガス中毒



◆発生原因：福祉施設付属の加湿器に誤って次亜塩素酸ナトリウムを補充し、塩素ガス中毒（正確には「次亜塩素酸水」）。原因は、①名称や外観が酷似していたことによる取り違い、②薬品使用法についての情報共有不足。

◆対策：取り違いがないよう、収納場所を別にし、目立つ場所に名称等のラベルを貼ること。また、交代勤務がある職場では特に注意して情報共有を行い、作業手順書を基に作業を行うこと。

ガス中毒



◆発生原因：器具等の滅菌処理中、ガス中毒（化学物質：エチレンオキシド）。「次亜塩素酸水」）。原因は、①滅菌器のガス電磁弁が故障し外部へ漏洩、②定期点検の未実施による耐用年数の超過。

◆対策：当該機器の定期点検を実施し、必要な個所について補修すること。